

平成25年3月5日

第2468号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

○保安林の指定解除予定通知（80・森林整備課）…………… 1

公 告

○土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）…………… 1

選挙管理委員会告示

○個人演説会等を開催することができる施設の指定（7）…………… 1

告 示

秋田県告示第80号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成25年3月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 解除予定保安林の所在場所 鹿角市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び鹿角地域振興局農林部並びに鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

退任監事の住所及び氏名

仙北郡美郷町境田字五羽田78番地

鈴屋 昭治

選挙管理委員会告示

秋選管告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について指定した旨横手市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

平成25年3月5日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	指定年月日
サンサン横手	横手市条里二丁目1番15号	平成25年2月20日
横手市交流センターY2ぶらざ	横手市駅前町1番21号	平成25年2月20日
横手市ふれあいセンターかまくら館	横手市中央町8番12号	平成25年2月20日

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）